# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金支給事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

上田市長

### 公表日

令和7年3月31日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	ルを取り扱う事務
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金の支給
②事務の概要	ア (令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。 なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知
③システムの名称	① 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金等システム ②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	ル名
支給対象者情報台帳ファイ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①打政于統における特定の個人を識別するだめの番号の利用寺に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ②番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府/総務省/令第5号)第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
5. 評価実施機関におけ	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

#### 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市 福祉部 福祉課 請求先

電話:0268-75-1365

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市 福祉部 福祉課 電話:0268-75-1365

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

海田」た理由

連絡先

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和5年7月10日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
		] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1)基礎項目評値 2)基礎項目評値 3)基礎項目評値 5書又は全項目評価書におい	画書及び 画書及び		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク:	システムを通じた	:人手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	)	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	ī	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠							

9. 監査							
実施の有	無	[	〕自己点検	[0]	内部監査	[ ] 外部!	监査
10. 従業	者に対する教育・	啓発					
従業者に	対する教育・啓発	[	十分に行ってい	いる ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	_
11. 最も	優先度が高いと考	えられ	1る対策		[ ]全	項目評価又は重点項	目評価を実施する
最も優先別る対策	度が高いと考えられ	<選打 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	)権限のない者に。 )委託先における <sup>2</sup> )不正な提供・移転 )情報提供ネットワ	行われるリスク 付け、事務に必 よって不正に使 不正な使用等の が行われるリン リークシステムを リークシステムを リークシステムを 漏えい・滅失・日	への対策 要のない情報 用されるリス リスクへの対策 えクへの対策 通じて目的な	限との紐付けが行われるリ クへの対策 対策 〔委託や情報提供ネットワークシン 外の入手が行われるリスクへ な提供が行われるリスクへ	ステムを通じた提供を除く。) 2への対策
当該対策	は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判	断の根拠	ス可能 また、 の対策	itな職員の名簿を年 アクセスログを記録	F度ごとに作成す 录し、定期的に分 から、権限のなし	することで、フ ♪析すること <sup>-</sup> ハ者(元職員	パスワードによる認証によってクセス権限の適切な管理で不正なアクセスがないこ、アクセス権限のない職員	を行っている。 とを確認している。これら

## 変更箇所

<u> </u>	<del>/</del> 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金の支給	支給	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和5年3月16日	I 関連情報	(令和3年度上田市子育で世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨時特		事後	公的給付の支給等の迅速か   つ確実な実施のための預貯金
令和5年3月16日		時特別給付金システム、②住民基本台帳システ		事後	公的給付の支給等の迅速か  つ確実な実施のための預貯金
令和5年7月25日			ア (令和3·4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和5年7月25日		①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対 する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4	①一ア 令和3年度住民税非課税世帯等に対 する臨時特別給付金システム、①一ア 令和4	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和5年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	ア (令和3·4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	ア (令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和5年10月4日		(1)一ア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①-ア 令和4	①一ア 令和3年度住民税非課税世帯等に対 する臨時特別給付金システム、①一ア 令和4	事後	公的給付の支給等の迅速かける   つ確実な実施のための預貯金
令和6年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	ア (令和3·4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	ア (令和3·4年度上田市子育で世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和6年7月19日	I 関連情報	①-ア 令和3年度住民税非課税世帯等に対	(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金 等システム ②住民基本台帳システム、③個人	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
令和7年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	ア (令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特	ア (令和3·4年度上田市子育で世帯等臨時特別支援事業)住民税非課税世帯等に対する臨	事後	「公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯金
		1			